

第3期八潮市地域福祉計画 見直しに関連する事業について

八潮市地域福祉計画

第1期

八潮市地域福祉計画

人と地域の絆を大切にし、
誰もが安心していきいきとした生活を
送ることができるまち



八 潮 市

計画期間
平成24年度～平成28年度

第2期

第2期 八潮市地域福祉計画

人と地域の絆を大切にし、誰もが安心していきいきとした
生活を送ることができるまち



平成29年3月
八 潮 市

計画期間
平成29年度～令和3年度

第3期

第3期 八潮市地域福祉計画

人と地域の絆を大切にし、誰もが安心していきいきとした
生活を送ることができるまち



令和4年3月
八 潮 市

計画期間
令和4年度～令和8年度

八潮市地域福祉計画見直しの必要性

- 平成28年4月 成年後見制度の利用の促進に関する法律施行
成年後見制度利用促進基本計画の策定(国…義務、市町村…努力義務)
- 平成28年12月 再犯の防止等の推進に関する法律施行
再犯防止推進計画の策定(国…義務、市町村…努力義務)
- 平成29年4月 成年後見制度利用促進基本計画の策定(国)
計画期間平成29年度から令和3年度まで
⇒地域ネットワークを推進するため全市町村に中核機関の設置を目標とする
- 令和3年4月 地域共生社会の実現のための社会福祉法の一部を改正する法律の施行
重層的支援体制整備事業の創設
重層的支援体制整備事業実施計画の策定(市町村…努力義務化)
- 令和4年4月 第2期成年後見制度利用促進計画の策定

成年後見制度

八潮市地域福祉計画74ページ

基本目標3

施策の柱(1)

施策の内容①

基本目標3 安全に安心して生きがいを持って住み続けられる地域づくり

(1)安全・安心の確保

判断能力が十分でない人たちの権利を擁護し、地域で安心して生活ができるよう、関係諸機関と相互に連携しながら、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の周知・活用を推進するとともに、市民後見人の育成を図ります。

また、権利擁護に関する相談事業、成年後見等に応える体制として、成年後見センターの充実を図ります。

①権利擁護支援体制の充実

関連する取組	主な担当課等
成年後見制度利用支援	社会福祉課
成年後見センターの充実	社会福祉課 長寿介護課 障がい福祉課
成年後見制度の周知・支援	【障45頁】 社会福祉課 障がい福祉課
地域包括支援センターでの権利擁護業務	【高78頁】 長寿介護課
高齢者の権利擁護支援	【高84頁】
障がい者差別解消の推進	【障45頁】 障がい福祉課
基幹相談支援センターの充実	【障76頁】
成年後見制度について周知・啓発	社会福祉協議会
成年後見制度及び市民後見人に関する講演会の実施	
市民後見人養成講座の実施	社会福祉協議会
福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）〈再掲〉	

成年後見制度

精神上的の障害により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な方々について、本人の権利を守るために選任された援助者(成年後見人等)により、本人を法律的に支援する制度

成年後見制度利用促進法 抜粋

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

八潮市成年後見センターを開設しています

- 成年後見制度に関する相談
- 成年後見制度の周知啓発
- 法人後見事業
- 市民後見人養成事業
- 福祉サービス利用援助事業

令和3年4月1日より設置

八潮市成年後見センター

認知症や知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々の財産や権利を守るため、成年後見制度の利用に関する相談支援を行います。

お困りではないですか？

- ・施設や入院の支払いをする人がいない
- ・親が認知症になり手続きができない
- ・年金が本人のために使われない
上手に使えない
- ・障がいのある子の将来が心配

成年後見センターでは成年後見制度についての説明、利用手続きに関する相談をお受けいたします。
また、成年後見制度の他にご案内する制度や相談先がある場合には、あわせて情報提供を行います。

成年後見人等が選任されたら・・・

- 💡 預貯金の管理や金融機関との取引、必要な支払いをしてくれます。
- 💡 日常生活上の契約や、不動産、福祉サービスの契約や異議申立等をしてくれます。
- 💡 裁判所の監督の下、財産管理をしてくれます。
- 💡 ご本人の意思を尊重し、心身状態や生活状況に配慮しながら支援してくれます。

※支援の内容については状態などにより異なります

市民後見人養成事業

市民後見人養成事業受講写真①

※プライバシー等の配慮のため掲載していません

市民後見人養成事業受講写真②

※プライバシー等の配慮のため掲載していません

再犯防止

八潮市地域福祉計画77ページ

基本目標3

施策の柱(2)

施策の内容②

②再犯防止対策の促進

関連する取組		主な担当課等
更生保護団体等の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等	★新規★	社会福祉課
就労・住居の確保のための取組	★新規★	社会福祉課 商工観光課
児童生徒の非行の未然防止等の取組	★新規★	指導課
高齢者又は障がい者への支援	★新規★	関係各課
薬物依存を有する者への支援	★新規★	

◇◆市民や地域に期待されること◆◇

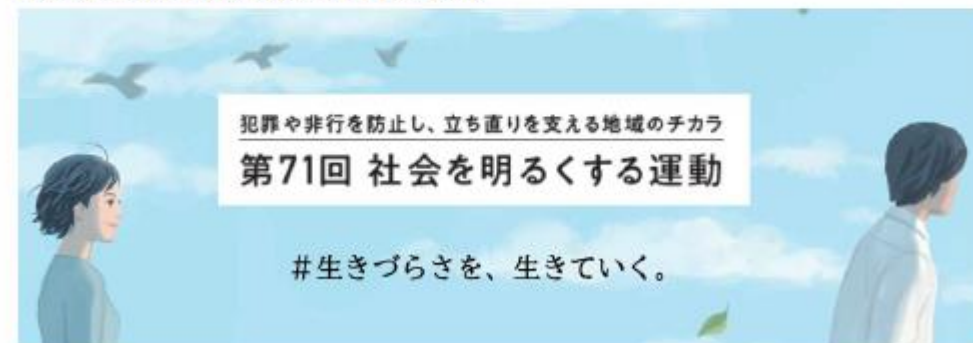
<<市民>>

- 楽しく集える場所や活動に参加しましょう
- 助け合いの精神を持ち、積極的に活動に参加しましょう
- 更生保護への理解を深めましょう

<<地域>>

- 地域での助け合いの意識を高めましょう
- 日常的な交流機会をつくりましょう
- 地域の活動団体との関わりを持ちましょう

■第71回(令和3年)社会を明るくする運動(法務省)



再犯防止推進法

- 犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

再犯の防止等の推進に関する法律 抜粋

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から平成34年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

(再犯の現状)

(再犯防止に向けた取組の経緯)

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある
刑事司法関係機関による取組 → 関係機関での連携的取組 → 再犯防止
国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画(案)を取りまとめ

安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点分野と主な施策

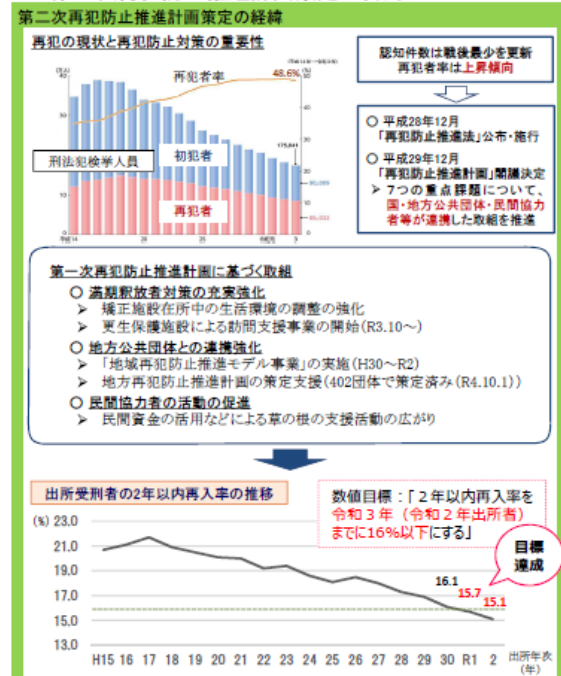
- ① 就労・住居の確保
 - ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
 - ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
 - ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
 - ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
 - ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
 - ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等
- ③ 学校等と連携した修学支援
 - ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
 - ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等
- ④ 特性に応じた効果的な指導
 - ・ アセスメント機能の強化
 - ・ 特性に応じた効果的な指導の充実
 - ・ 効果検証・調査研究の実施 等
- ⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進
 - ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
 - ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化
 - ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
 - ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

政府目標(平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等)を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な日本」の実現へ

第二次再犯防止推進計画(概要)

計画期間:令和5年度から令和9年度

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的



第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた「最良の」支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための担担担点及び民間協力者を含めた地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的な施策

- ① 就労・住居の確保
 - (1) 就労の確保
 - 拘禁刑創設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた刑務作業の実施
 - 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理
 - 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実
 - (2) 住居の確保
 - 更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた処遇(福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等)を行うための体制整備
 - 地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供
 - ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
 - (1) 高齢者又は障害のある者等への支援
 - 福祉の支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化
 - 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
 - 被疑者等段階からの生活環境の調整等の効果的な入口支援の実施
 - (2) 薬物依存の問題を抱える者への支援
 - 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
 - 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化
 - 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実
 - ③ 学校等と連携した修学支援
 - 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
 - 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導におけるICTの活用等の推進、在院中の通信制高校への入学
 - 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止
 - ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
 - 拘禁刑創設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実
 - 若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、特定少年に成年としての自覚・責任を喚起する指導
 - 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実
 - ⑤ 民間協力者の活動の促進
 - 持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援
 - ▶ 保護司の活動環境等についての検討・実行、保護司活動のデジタル化の推進
 - 地域の民間協力者(NPO法人、自助グループ、弁護士等)の積極的な開拓及び一層の連携
 - 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進
 - ⑥ 地域による包括的推進
 - 国・都道府県・市区町村の役割の明確化
 - ▶ 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
 - ▶ 地域における支援の連携強化
 - ▶ 保護観察所、法務少年支援センター(少年鑑別所)における地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実
 - 相談できる場所の充実
 - ▶ 保護観察所による刑執行終了者等に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充
 - ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備
 - 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備
- 7つの成果指標を策定し、本計画に基づく具体的な施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ
- ①検挙中の再犯者数及び再犯率 ②新受刑者中の再入率又は刑の執行猶予率のある者の数及び割合 ③出所受刑者の2年以内再入率及び再入率
④主な罪名・特性別2年以内再入率 ⑤出所受刑者の3年以内再入率及び再入率 ⑥主な罪名・特性別3年以内再入率
⑦保護観察付(全部)執行猶予者及び保護観察処分少年の再犯率数及び再犯率

法務省作成資料

市で行っている事業

・社会を明るくする運動

社会を明るくする運動の写真

※プライバシー等の配慮のため掲載しておりません

社会が明るく
なりますように

犯罪のない
地域に!!

更生保護
草加八潮地区保護司会
草加八潮地区更生保護女性会

社会を明るくする運動

第73回 社会を明るくする運動

【日時】令和5年7月1日(土)
13:30~16:00(受付13:00~)

【会場】八潮メセナホール

- ▶ オープニングセレモニー 13:30~13:55
- ▶ 音楽とバレエでめぐる世界の旅 14:10~15:30

・バレエ(植田穂乃果)・バイオリン(竹前景子)・ピアノ(山本典子)



プロの演奏家とバレエダンサーを招き、心温まるクラシックコンサートをお楽しみください。他にもお楽しみが・・・?
草加八潮地区保護司会バレエ教室の発表会もありますよーお!



八潮メセナホール
八潮市中央1丁目10番1
電話 048-998-2500

市で行っている事業

- ・ 非行防止パトロール

非行防止パトロールの写真①

※プライバシー等の配慮のため掲載していません

非行防止パトロールの写真②

※プライバシー等の配慮のため掲載していません

重層的支援体制整備事業

八潮市地域福祉計画81ページ

基本目標4

施策の柱(1)

施策の内容③

相談体制の整備	【障75頁】	
障がい者総合相談窓口「コネクト」の充実	【障76頁】	
県の外国人相談窓口や関係機関と連携し、外国人市民へ適切な情報を提供		市民協働推進課
消費者保護対策の推進		商工観光課
ケアラー・ヤングケアラーの相談支援体制の充実	★新規★	関係各課
市民の日常生活の悩みごと等の相談		社会福祉協議会
心配ごと相談員研究会（事業推進のための研修・会議）の開催		

②保健・医療・福祉の連携による支援の充実

関連する取組		主な担当課等
地域包括支援センター事業	【高78頁】	長寿介護課
在宅医療・介護連携事業	【高115頁】	
保健・医療・福祉分野の連携によるすこやか相談の実施		健康増進課
子ども家庭総合支援拠点の整備	【子78頁】	子育て支援課
障がい児発達支援巡回事業の実施	【障52頁】	保育課 障がい福祉課
保育所、心身障がい児訓練施設、学校等療育関係機関の連携強化	【障53頁】	障がい福祉課

③重層的支援体制の構築

関連する取組		主な担当課等
属性や世代を問わない包括的な相談	★新規★	関係各課
社会とのつながりを作るための支援	★新規★	
交流や居場所の確保・交流参加・学びの機会のコーディネート	★新規★	

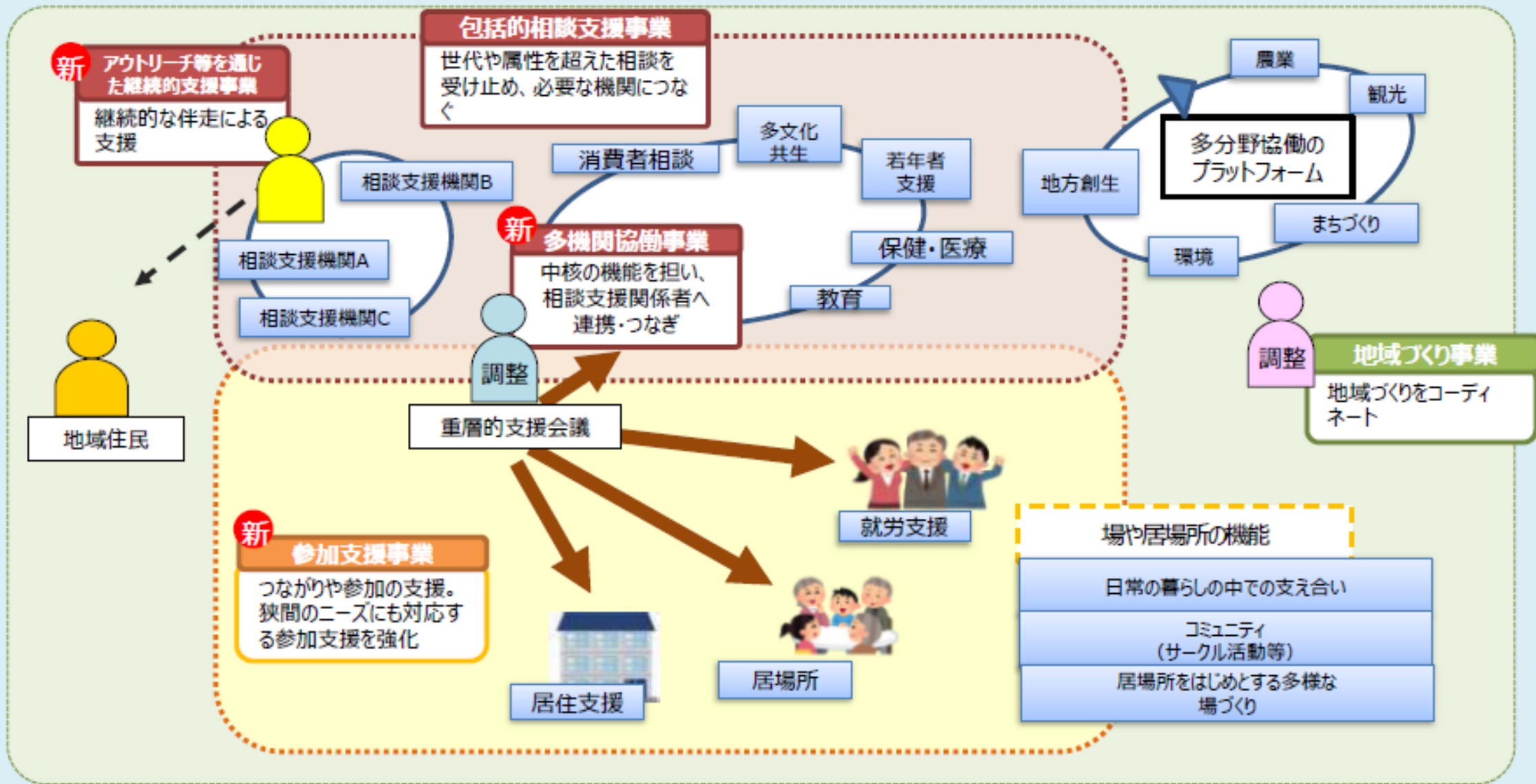
重層的支援体制整備事業

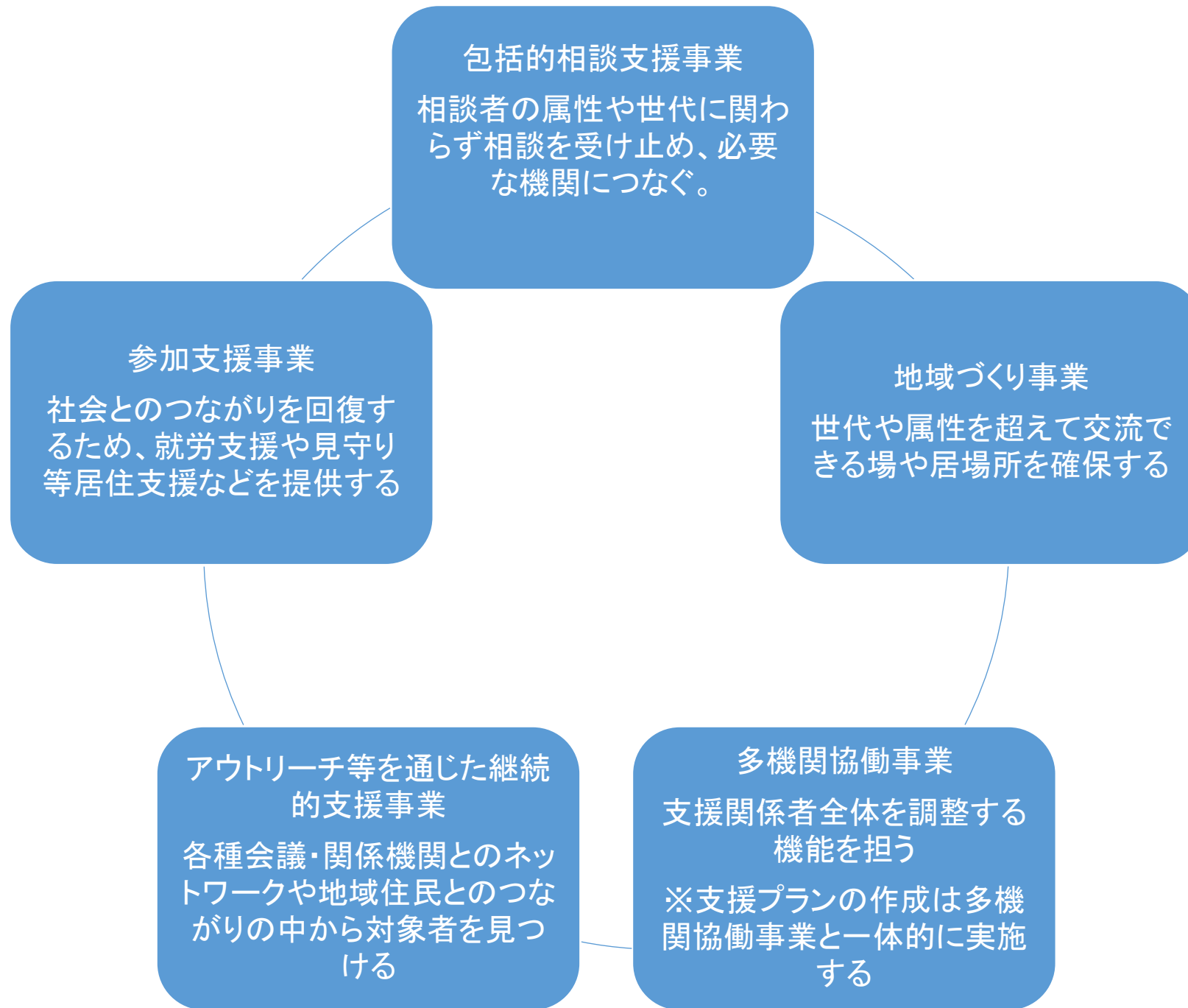
◆市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援にニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設

- ①相談支援(市町村による断らない相談支援体制)
- ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
- ③地域づくりに向けた支援

◆本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。

重層的支援体制整備事業（全体）





新たな事業において実施が期待される支援について

家族構成



◆支援のきっかけ

- Aさん(本人)は、持病を抱え入退院を繰り返している。自身の身の回りのことは何とかできるが、家事などは困難である。
- 夫(40歳)や娘(10歳)に負担をかけていることを心苦しく思い、病院のソーシャルワーカーに相談したことを契機として、新しい事業における相談窓口の支援員につながる。

<相談の始まり>

- ・ 支援員がアウトリーチをしながら、Aさんと面接。課題が以下のとおり明らかになる。
 - 夫がAさんの看病や家事全般を担い疲れている。
 - 娘は寂しい思いをしているほか、最近、不登校気味である。
 - Aさん自身も持病を抱え苦しんでいるが、吐露できる人がおらず辛い。

<相談後すぐに行った支援>

- ・ Aさんの心のケアや夫の看病疲れの軽減のため、短期のレスパイトケアを提案。
- ・ 各種施設を確認したところ、直ぐに入所できる場所がなかったため、支援員から依頼を受けた参加支援の役割を担う法人が、地域で一時生活支援事業を行う法人に施設を制度外で利用できるように依頼し、一時的な入所が実現。この際、Aさんの病状管理のため、医療機関とも連携を図り安心して入所できる体制を構築する。

<その後の経過>

- ・ Aさん家族が暮らす地域は、以前から、地域住民同士のつながり作りを目的とした、「場」づくりが活発であり、その場においてAさん家族のことや子どもの孤食が話題となり、子どもも気軽に立ち寄れる食堂を作ることとなる。
- ・ 娘も、放課後に当該食堂を利用するようになる。

<断らない相談支援の効果>

- Aさんが一人で抱え込んでいた複合的な課題が、支援員とのやりとりを通じて、解きほぐされ、寄り添った、継続的支援につながる。

<参加支援の効果>

- 地域の法人に働きかけを行い、既存の施設を活用して、Aさんのレスパイトケアのニーズに対応したスピーディーな支援を実現。

<地域づくりに向けた支援の効果>

- 地域の中で住民のニーズも踏まえた新たな活動が立ち上がり、支え合いの関係性が作られた。
- 課題を有する住民の存在を早期に見出す機能が醸成された。

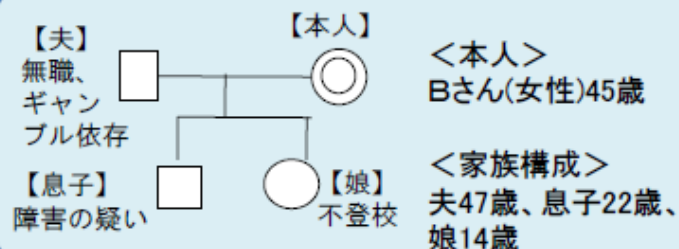
3つの支援を組み合わせることによる効果

- 相談機関はアウトリーチもしながら、世帯全体に関わる複合的な課題を包括的に受け止め、ニーズに対応したスピーディーな支援(参加支援)を提供でき、結果として、課題が深刻化する前に世帯全体を立て直す見通しを立てることができた。
- また、地域づくりに向けた支援を通じて、住民のニーズも踏まえた新たな地域活動が創出され、Aさん家族の課題も地域で早期に受け止められるようになった。

複合的な課題を抱える家族への支援事例

令和元年12月26日
地域共生社会推進検討会
最終とりまとめ(概要)資料

家族構成



支援のきっかけ

- 娘(14歳)が学校を休みがちとなっていたことから、担任教諭が母(本人)に連絡。
- 担任教諭が母(本人)と面談を行ったところ、「娘の素行が乱れ夜に遊びに出掛けたり、不登校気味であることを心配している。また、夫や息子のことにも悩んでいる。」とのこと。
- 話しを聞いた担任教諭は、母(本人)の困りごとが多岐にわたるため、どこに相談に行ったら良いかわからず新たな事業の連携担当職員に連絡。

支援内容

<支援開始>

- 連携担当職員(多機関協働の中核の機能)が本人や娘、息子と時間をかけてアセスメントを行い、家族一人一人の課題やニーズを明らかにする。

<家族が抱える多様な課題を時間をかけて解きほぐす>

- 初回の面談では、課題が複合的であるため、本人自身混乱していた。その後、連携担当職員が本人の心の揺らぎに寄り添いながら、時間をかけて家族の状況を丁寧にひも解く中で、下記のような多様な課題が明らかになる。

(本人) 家計を支えるためにパートを掛け持ち、夫への不満が募っている。各種滞納があるものの、家計の状況は把握できていない。
(夫) 飲食店を経営していたが、不況のあおりを受けて倒産し目標を失う。昼から飲酒し、パチンコに通う生活が続いている。
(息子) 高校を卒業後、短い期間に何回も転職を繰り返しており自信を失っている。障害の疑いがある。
(娘) 父親の店の倒産を同級生からからかわれ、現在は不登校気味。生活のリズムが乱れ、授業にもついていけない。
(地域との関係性) 夫が無精ひげを生やして昼からお酒を飲んで歩いたり、夫婦喧嘩が絶えないため、近隣の人から疎まれ地域から孤立。

<多機関との連携による支援>

- 連携担当職員が関係者の総合調整役を担い、学校やハローワーク、自立相談支援機関、地域住民等の関係者が連携を図りながら、家族への個別の支援を行う。

効果

- 本人に寄り添いながら丁寧に伴走支援をすることにより、世帯全体の複合的な課題を整理することができ、今後の支援の方向性を具体的に組み立てていけるようになった。
- 複合的な課題を整理したことにより、今後は適切に多機関と連携を図り、世帯全体を支援する体制を整えることができるようになった。

※モデル事業の支援事例を一部参考にして、事例を作成。

重層的支援体制整備事業の実施に向けて

- ・埼玉県主催研修の参加
- ・先進市視察
- ・庁内関係各課打ち合わせの実施

重層的支援体制整備事業
について

令和5年9月1日庁内関係各課打ち合わせ



令和5年 7月21日北本市視察
令和5年 7月31日坂戸市視察
令和5年12月27日草加市視察
令和6年 1月10日越谷市視察

社会福祉法 抜粋

(重層的支援体制整備事業実施計画)

第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

令和6年度八潮市地域福祉計画推進委員会 審議予定

- 成年後見制度利用促進計画の策定
- 再犯防止推進計画の策定
- 重層的支援体制整備事業実施計画の策定 等